



定例会最終日(6月22日)で答弁に立つ堀町長

## 水道配水機場更新(機械・電気工事)の

## 工事請負契約を可決

条例改正・補正予算等を審議

# 定例会

6月12日～22日

平成30年第2回定例会は、6月12日から22日までの11日間の会期で開かれました。定例会では、専決処分の承認、条例制定、条例の一部改正、一般会計補正予算、工事請負契約の締結、町道路線の廃止が提案されました。

条例制定、条例の一部改正、町道路線の廃止と補正予算は、常任委員会に付託され、最終日に原案どおり可決しました。

条例制定は「地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」、条例改正は「職員の育児休業等に関する条例」「コミュニティバス設置条例」です。

補正予算は、県単土地改良事業1300万円、水まわり運営事業250万円、小学校施設整備経費150万円、臨時職員の賃金等1002万円などです。

承認した専決処分は「税条例の一部改正」です。

ただし、一般会計補正予算では、

臨時職員の賃金等に関する討論があり(反対討論、賛成討論2人ずつ)、採決により賛成多数で可決しました。

また、町単土地改良など、5事業の予算に係る繰越明許費の報告がありました。同様に水道事業予算(水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事・同新設工事監理委託)も繰越の報告がありました。また、スマートインターチェンジ建設事業予算(名神南水道路工事)の事故繰越の報告もありました。

### 工事請負契約の締結を可決

水道配水機場更新機械工事に9763万円、同更新電気工事に4億3092万円。

一口メモ

事故繰越とは

歳出予算の金額のうち、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することです。